



USEN-NEXT
HOLDINGS



2022年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 宇 野 康 秀
(コード番号：9418 東証プライム)
問 い 合 っ せ 先 常務取締役 CFO 馬 淵 将 平
TEL. 03-6823-7015

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年11月29日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 改定事由

- (1) 現行定款第2条(目的)に関しまして、事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、一部の記載内容について変更を行うものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、変更案第11条(招集)第2項を追加するものであります。
現時点において、当社にてバーチャルオンリー株主総会を実施する予定はございませんが、感染症や自然災害を含む大規模災害等により、通常の方法による「株主総会が実施できない場合等に備え、株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えております。
なお、変更案第11条(招集)第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受ける事を条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、変更案第40条(剰余金の配当の基準日)の一部を修正し、併せて内容が重複する現行定款第9条(自己の株式の取得)、および現行定款第43条(中間配当)を削除するものであります。
- (5) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日： 2022年11月29日（予定）

定款変更の効力発生日：

上記(2) 定時株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

上記(2)以外 2022年11月29日（予定）

以 上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u> (1)～(69)(記載省略) (70) <u>下記製造業に関する製造の請負並びに受託業務</u> <u>①～⑱(省略)</u> (71)～(76)【条文省略】</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)<u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u> (1)～(69)(現行どおり) (70) <u>各種製造業に関する製造の請負並びに受託業務</u> 【削除】 (71)～(76)【現行どおり】</p>
<p>(株券) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(基準日) 第8条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(自己の株式の取得) 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>【削除】</p>
<p>第10条～第12条 【条文省略】</p>	<p>第7条～第9条 【現行どおり】</p>
<p>(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 【新設】</p>	<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第15条～第19条 【条文省略】</p>	<p>第12条～第16条 【現行どおり】</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 【新設】</p>	<p>【削除】</p> <p>(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載し</p>

	<u>ないことができる。</u>
第 21 条～第 41 条 【条文省略】	第 18 条～第 38 条 【現行どおり】
<p>【新 設】</p> <p>(剰余金の配当) 第 42 条 当社の期末<u>剰余金</u>配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>【新 設】</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を<u>行う</u>ことができる。</p> <p>(中間配当) 第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を<u>する</u>ことができる。</p> <p>【削 除】</p>
第 44 条 【条文省略】	第 41 条 【現行どおり】
<p>【新 設】</p>	<p>(附則) 附則第 1 条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 20 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上